

伊勢市農業委員会 第195回 総会議事録

日 時	令和4年3月15日（水）13時56分～15時33分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	18名 1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 吉田 保 4番 山添 久憲 5番 川端 善宏 6番 神廣 敏夫 7番 中澤 利吉 8番 中西 重喜 9番 東浦 弘行 10番 中西 正平 11番 北村 安弘 12番 山口 和男 13番 森川 正弘 14番 泉 一嘉 15番 出口 勝信 16番 奥野 隆史 17番 岩尾 昭 19番 森北 雅博
欠席委員	1名 18番 大西 正義
総会出席職員	農業委員会事務局 日置 幸美（局長） 中野 雅之（係長） 上野 結女（会計年度任用職員） 農林水産課 青木 茉耶（会計年度任用職員）
会議録署名者	6番 神廣 敏夫 17番 岩尾 昭
付議事項	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の 事業計画変更申請について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の 事業計画変更申請について 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第6号 非農地証明願について 議案第7号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

<p>報告事項</p>	<p>追加議案第8号 買受適格証明願について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第18条第6項の規定による通知書について 2. 農用地利用集積計画の中途解約について 3. 農地利用変更届出書について 4. 一時転用の完了報告について 5. その他
<p>議長</p>	<p>定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第195回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は18名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、</p> <p style="margin-left: 40px;">かみひろ としお 6番の神廣 敏夫さん</p> <p style="margin-left: 40px;">いわお あきら 17番の岩尾 昭さん</p> <p>のご兩名をお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の 事業計画変更申請について</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の 事業計画変更申請について</p> <p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第6号 非農地証明願について</p> <p>議案第7号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)</p> <p>それと、審議の直前に配布し回収いたします</p>

<p>議 長</p>	<p>追加議案第 8 号 買受適格証明願について 以上 8 件でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>係 長</p>	<p>それでは議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。 いつもの写真資料、地図と来年度の確定した現地調査割当表を配布い たしました。不足のある方は挙手をお願いします。</p> <p>それでは、ご説明をさせていただきます。1 ページをお願いします。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございま す。件数は 4 件、田が 4 筆 5,100 m²、畑が 1 筆 1,526 m²の 計 5 筆 6,626 m²でございます。</p> <p>次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移 転でございます。それでは 1 - 1 ページをご覧ください。</p> <p>1 番、贈与でございます。 受人は神久 5 丁目の田 1 筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申 請にございます。申請地は神久 3 丁目地内 久志本神社より北へ 200 m に位置する農業振興地域外農地でございます。現地調査の結果、耕 作地と判断されました。稼働人員は 4 名でございます。</p> <p>2 番、こちらは売買でございます。受人は東大淀町の田 2 筆を譲り 受けて経営の拡大をしたいとの申請にございます。申請地は東大淀町 地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現 地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 4 名でございま す。</p> <p>3 番、こちらでも売買でございます。受人は小俣町相合の畑 1 筆を譲 り受けて経営の拡大をしたいとの申請にございます。申請地は小俣町 相合地内 鎌地田橋より南西へ 200m に位置する農業振興地域内 農 用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されま した。稼働人員は 1 名でございます。</p>

次ページ（1 - 2）をご覧ください。

4番、こちらも売買でございます。受人は御菌町新開の田1筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請でございます。申請地は御菌町新開地内 新開公民館より東へ150mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

議案第1号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声多数あり）

異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係 長

2ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、畑のみ2筆の306㎡でございます。

	<p>次ページ（２－１）をご覧ください。</p> <p>１番、こちらは令和元年８月１６日と１１月１４日付で農地法第５条にて許可した売買による資材置場でございました。申し出によりますと、資材置場として利用していたが、宅地造成に計画を変更し新たに宅地として造成をしたが、地目変更登記をしていなかったものでございます。なお、転用申請が【４条―２番】で提出されておりますので、その際に改めてご説明いたします。</p> <p>議案第２号は、以上１件でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
吉田委員	<p>以前は５条で許可を受けていますがなぜ４条の事業計画変更申請で出てくるのですか。</p>
係 長	<p>前は売買での申請でしたので５条での許可でしたが、今回は自分の名義に変わっているので４条申請となります。</p>
議 長	<p>ほかにございませんか。 （異議なしの声あり）</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、２号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声多数あり）</p> <p>異議なしということでございますので、議案第２号の農地法第４条の規定による許可後の事業計画変更申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第３号 農地法第４条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。</p>
係 長	<p>３ページをお願いします。</p>

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は2件、内訳といたしまして、畑のみ3筆の622㎡でございます。

次ページ(3-1)をご覧ください。

1番、申請者は船江3丁目の畑1筆と一体利用地(所有の雑種地1筆122㎡)をあわせて、住宅2階建て1棟 建築面積103.54㎡にしたいとの申請でございます。申請地は船江3丁目地内 新道公園に隣接する第3種農地でございます。本申請につきましては、既に着工してしまったとのことで始末書が添付されております。排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除として周囲にコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

2番、こちらは2号議案にてお認めいただきました事業計画変更に伴って改めて申請された案件でございます。本件は事業計画変更の承継人である、小木町で不動産業を営む株式会社大地開発 代表取締役 大南 宙伊子さんが、中村町の畑2筆と一体利用地(所有の宅地28筆)をあわせて、宅地造成16区画としたいとの申請でございます。申請地は中村町地内 近鉄五十鈴川駅より南へ220mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、完了してしまったとのことで始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は合併浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。

議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、資金面からも転用確実で転用やむをえないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。

吉田委員

宅地造成16区画ということですが、この中の一部とはいえ開発案件ではないのですか。

係長

開発許可については当初令和元年の許可で既に下りています。

吉田委員	開発許可は下りていても地目変更をせずに地目がそのままになっていたのですね。
局長	開発許可が下りた当初、こちらは資材置場として許可を取りましたが、この資材置場の地目を変えていませんでした。そのまま計画変更でここを宅地にしたいと法務局へ申請に行ったら、地目変更の許可が下りず、今回の申請に至りました。
川端委員	以前の許可後の地目変更の手続きを踏んでいなかったのがこのようなことになったのですよね。許可後の必要な手続きが済んだかどうかまでは確認していないのですか。
局長	地目変更登記までは確認していないのが現状ですが、資材置場にするための工事が終わったことの完了報告は現場の写真などを添付して提出していただいております。
吉田委員	この部分以外の地目変更はされているのですか。
局長	他の筆については今から約1年ほど前に地目変更がされていました。
中川委員	今回許可がされた場合、その後事務局はどのような対応をしていきますか。
係長	許可証をお渡しする際に改めて今後このようなことがないように注意をすることしかできないのが現状です。
出口委員	もし地目変更が済んだことまでを届け出る制度ならこのようなことは防げますよね。
局長	例えば許可証を渡した段階で、地目が変わったら要約書などの地目変更が完了した証拠を出してもらうなどできればよいのでしょうか。
議長	一般の業者にはそこまで求めなくてもよいと思いますが、今回のように業者のミスによって再度の申請になった場合は求めていったほうがよいかもしれません。今回の件については事務局から再度、地目変

山口委員	<p>更までの経過報告及び完了報告の提出を許可証を渡す際に依頼するということで許可をしたいと思います。</p> <p>経過報告、完了報告を出していただいで次回以降の総会で報告していただけるのなら認めてよいと思います。</p>
議長	<p>再度お諮りいたします。3号議案について、許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>異議なしということでございますので、議案第3号の農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第4号 農地法第5条の規定による許可許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。</p>
係長	<p>4ページをお願いします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」でございます。件数は1件、内訳といたしまして、畑のみ1筆の693㎡でございます。</p> <p>次ページ(4-1)をご覧ください。</p> <p>1番、こちらは令和3年9月15日付で農地法第5条にて許可した一時転用による賃貸借の資材置場でございます。申し出によりますと、当初は賃借人の浜口土木株式会社が令和4年4月30日までの期間で賃貸借を予定していましたが、伊勢市発注の下水道工事の設計変更による工期延長があり一時転用期間を令和4年9月30日まで延長することが必要になり、賃貸人が合意したものでございます。</p>

	<p>議案第4号は、以上1件でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>異議なしということでございますので、議案第4号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>係 長</p>	<p>5ページをお願いします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は8件、内訳といたしまして、田が23筆8,956㎡、畑が12筆2,877.49㎡の計35筆11,833.49㎡です。詳細についてご説明申し上げます。</p> <p>次ページ(5-1)をご覧ください。</p> <p>1番、一時転用による賃貸借でございます。借人である村松町で建設業を営む浜口土木株式会社 代表取締役 濱口祐彦さんが、伊勢市が発注した 令和3年度 公下第18号 中央宮川第1分区污水管渠面整備(その3)工事を受注した関係で資材置場が必要となり、常磐町の畑2筆を借りて、資材置場としたいとの申請でございます。期間は令和4年9月30日までとのことでございます。申請地は浦口3丁目地内 県立宇治山田高等学校より南へ180mに位置する第3種農地でございます。現地調</p>

査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては、周囲に土留めを設置するとのことをごさいます。

2番、こちらは使用貸借でございます。父親名義の神久3丁目の田1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅2階建て1棟 建築面積127.11㎡としたいとの申請にございます。申請地は神久2丁目地内 県立伊勢工業高等学校より西へ130mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は40%、排水は南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除として周囲にコンクリート擁壁及びコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。

3番、こちらは売買でございます。受人は一色町の田1筆を譲り受けて、所有権が移転した後に御菌町王中島で土木工事業等を営む株式会社ササキ工務店 代表取締役 佐々木 稔さんに貸し出す資材置場としたいとの申請にございます。申請地は一色町地内 一色公園より東へ420mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。

4番、こちらでも売買でございます。

受人は、鹿海町の田1筆（現況畑）を譲り受けて、倉庫 建築面積66.00㎡としたいとの申請にございます。申請地は鹿海町地内 加賀宮神社より北西へ650mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことをごさいます。

5番、こちらでも売買でございます。受人は横輪町の畑1筆を譲り受けて、倉庫 建築面積19.05㎡と生活に必要な薪を割るための作業場としたいとの申請にございます。申請地は横輪町地内 横輪町公民館より東へ180mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことをごさいます。

6番、こちらでも売買でございます。受人である志摩市阿児町で社会福祉事業を営む社会福祉法人 恒心福祉会 理事長 和田 邦孝さんが、二見町三津の田1筆を譲り受けて、隣接する特別養護老人ホームの従業員用駐車場39台分とした

いと申請にございます。申請地は二見町三津地内 二見美化センターより西へ40mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

7番、こちらは使用貸借でございます。義母名義の御菌町高向の畑3筆を借り受けて、借人が申請地に住宅2階建て1棟 建築面積104.66㎡を建てたいとの申請にございます。申請地は、御菌町高向地内 高向大社より南東へ50mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は27%、排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除として周囲にコンクリートブロック、コンクリート擁壁及び石積を設置するとのことでございます。

8番、こちらは売買でございます。受人である曾祢2丁目で建設業を営む株式会社ナカムラ工務店 代表取締役 中村 博光さんが、旭町の田19筆と畑6筆の計25筆を譲り受けて、建築条件付宅地造成25区画と道路等としたいとの申請にございます。通常の農地転用では、住宅建築としなければならないところですが、本申請は建築条件付宅地造成とする転用申請です。これは建築条件付売買予定地とするため農地転用許可を受ける場合、記載の要件(1)から(3)を全て満たすことが必要となります。それが確実と認められて、宅地造成のみを目的とするものに該当しないとして取り扱い、許可をする案件でございます。そして、全てを販売できなかった場合は、残余の土地に自ら住宅建築をすることが許可要件であることから、許可後およそ10年を目途に完売の可否を判断し、自らが住宅の建設に着工する旨の誓約書を提出しております。申請地は、前山町地内 伊勢市宮本支所より北へ430mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は合併浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁及びコンクリートブロックを設置するとのことでございます。そして本案件は、転用面積が3,000㎡を超える案件ですので、三重県農業会議の常設審議委員会に諮る案件になります。この3月11日に開催された三重県農業会議 常設審議委員会に諮問しましたところ、適切との答申をいただいたところです。さらに本案件の転用面積は、1,000㎡を超えるものでもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものがございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものがございます。

<p>議 長</p>	<p>議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。</p> <p>また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、8番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第6号 非農地証明願についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>6ページをお願いします。議案第6号 非農地証明願についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、田のみの1筆172㎡でございます。詳細についてご説明させていただきます。</p> <p>次ページ(6-1)をご覧ください。</p> <p>1番、宮後3丁目の田1筆で現況は宅地でございます。</p> <p>こちらは、昭和46年に店舗兼居宅を新築し、利用していたとのこ</p>

とで、令和3年度固定資産税納税通知書の写しを提出した上での非農地証明の願い出が上がっております。

議案第6号は以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしく願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、6号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第6号 非農地証明願については、これを非農地とみなし、証明書を下付することに決定いたしました。

続きまして、議案第7号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

青木
(農林水産課)

それでは、議案第7号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。件数は32件で、田が87筆の115,759㎡、畑が4筆の2,063㎡、計91筆の117,822㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

- ◇3年間の利用権(賃貸借権)の設定が2件で、田のみ4筆の5,749㎡。
- ◇3年間の利用権(使用貸借権)の設定が1件で、田のみ1筆の1,208㎡。
- ◇5年間の利用権(賃貸借権)の設定が15件で、田が29筆の49,945㎡、畑が1筆の544㎡、計30筆の50,489㎡。

◇5年間の利用権（使用貸借権）の設定が4件で、田が3筆の1,859㎡、畑が3筆の1,519㎡、計6筆の3,378㎡。

◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が5件で、田のみ25筆の28,499㎡。

◇10年間の利用権（賃貸借権）の移転が5件で、田のみ25筆の28,499㎡。

以上件数は32件で、田が87筆の115,759㎡、畑が4筆の2,063㎡、計91筆の117,822㎡でございます。転貸ぬきの件数は27件で、田が62筆の87,260㎡、畑が4筆の2,063㎡、計66筆の89,323㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。

議 長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。この内7-2ページの23~32番は、奥野 隆史委員に関係する分でございます。ひとまず奥野委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思えます。

（奥野委員退席）

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。

（異議なしの声あり）

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

ご異議なしとのことでございますので、議案第7号中の奥野委員に関係する分については承認することに決定いたしました。

それでは、奥野委員にお戻りをいただきたいと思います。

（奥野委員着席後、審議再開）

それでは、議案第7号のその他の案件について審議に入りたいと思えます。何か質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、7号議案について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことでございますので、議案第7号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。

それでは続きまして、追加議案第8号 買受適格証明願についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

係 長

今回は、追加議案がありますので、今から配布させていただきます。

それではただいま配布いたしました、追加議案第8号「買受適格証明願について」でございます。これは、農地の競売や公売の入札に参加するために必要な証明であり、願い出とともに提出いただく計画が、農地法上許可相当かどうかを審査した上で適当と認められた場合、買受適格証明を交付するものでございます。ご審議を頂く案件は、すべて守秘義務が定められております。特に、買受適格証明願については、この証明によりまして公売物件の入札に参加するものでございますので、よろしくお願い致します。

今回は2件の申請がございまして、落札した後どのように農地を使用していくかは、2件共に営農であり3条申請となり、該当地はどちらも同じところでございます。

これらは津地方裁判所伊勢支部が実施いたします公売で、令和4年4月8日から4月15日の期間に入札を実施し、4月22日に開札となる案件でございます。

申請地と目的が同じであることから一括でご説明させていただきますので、8-1ページをご覧ください。

申請地は西豊浜町地内 中部電力西豊浜変電所より南東へ 260mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地の田 1筆の1,889㎡で、現地調査の結果耕作地と判断されました。

そして、各申請人の計画については、落札が出来たらその農地を営農して経営の拡大をしていくとの申請で、それぞれの稼働人員は1名です。

追加議案第8号は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、3条許可相当であり、問題ないものと判断しております。なお、今回許可相当と議決された場合、再度農地法の許可申請で審議する事は二度手間であり、また、翌月の総会に諮ると売却決定期日に間に合わない場合もございます。この議決に基づき、前もって職権許可できるようにしても良い、と国の通知もあることから、願出人のうち、落札された方から農地法第3条の規定による許可申請書の提出がありましたら、今回説明させていただいた内容と異なっていない限り、職権により許可したいと存じますので、併せてご審議のほど、よろしく願いいたします。また、承認いただき、職権許可をいたしましたら、後日の総会にて報告させていただきます。以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりました。
何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただ今、異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、8号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第8号 買受適格証明願については、これを承認し、証明書を下付する事に決定いたしました。なお、願出人のうち、落札された方から、農地法第3条の規定による許可申請がありましたら、事情が現在と異なっていない限りにおいて、これを許可しても差し支えないものとするにつきましても

	併せて決定いたしました。
係 長	<p>ありがとうございました。それではお配りした追加議案を回収させていただきます。なお、留め直しになりますが、ご審議を頂いている案件はすべて守秘義務が定められております。特に、買受適格証明願については、この証明によりまして公売物件の入札に参加するものでございますので、よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。</p>
係 長	<p>続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第18条第6項の規定による通知書について ……………1件（説明内容記録省略） 2. 農用地利用集積計画の中途解約について ……………11件（説明内容記録省略） 3. 農地利用変更届出書について ……………3件（説明内容記録省略） 4. 一時転用の完了報告について ……………1件（説明内容記録省略） <p>報告事項は、以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。</p> <p>引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いし</p>

<p>係 長</p>	<p>ます。</p> <p>それでは事務局から2点、連絡させていただきます。</p> <p>1点目は、3月の現地調査のお願いでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月25日（金） 出口 勝信 委員、 中西 重喜 委員 ・3月28日（月） 山添 久憲 委員、 東浦 弘行 委員 <p>にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願いいたします。</p> <p>2点目は、来年度の現地調査割り当て表でございます。日程が決まりましたので、よろしくようお願いいたします。</p> <p>連絡は以上でございます。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第196回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____